２４３－１７６０
平成２３年８月１９日

各老人福祉施設長
殿
各介護保険事業所管理者

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
（　公　印　省　略　）

レジオネラ症発症防止にかかる高齢者福祉施設浴槽等自主管理手引書の作成について（通知）

本県の高齢者福祉の推進にあたりましては、日ごろから御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、平成１４年度にレジオネラ症の集団感染事例が発生し、多くの健康被害が生じたため、その再発防止に取り組んでいるところです。特に、抵抗力が弱い高齢者が多く利用する高齢者福祉関係施設では、その対策が十分でなければ、深刻な健康被害が発生することが心配されます。そのため、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成１５年厚生労働省告示第２６４号）に示されているとおり、まず施設において、十分な自主管理を行うことが必要となります。

つきましては、各施設・事業所におかれましては、施設の設備を十分に踏まえた上で、「高齢者福祉施設浴槽等自主管理手引書（例）」（下記、県庁ホームページに掲載しています。）を参考に自主管理手引書を整備し、貴施設・事業所職員に十分周知していただきますようお願いいたします。

なお、入浴施設の衛生管理及び自主管理手引書の作成にあたっては、貴施設・事業所の保守点検業者等と十分連携してください。

また、浴槽の衛生管理等に係る技術的な相談については、貴施設・事業所を管轄する保健所でも対応しておりますので、申し添えます。

記

１　県庁ホームページ　右上のサイト内検索で「介護保険ポータルサイト」と入力。
２　表示されている「宮崎県：介護保険事業所・高齢者向け施設等ポータルサイト（事業者向け）」を開く。
３　「共通　－　介護保険事業所・老人福祉施設等の感染症対策について」を開く。
４　「レジオネラ症等発症防止にかかる浴槽等自主管理手引書の作成について」を開く。

担当：施設介護担当・居宅介護担当
電話：0985-26-7058

高齢者福祉施設浴槽等自主管理手引書（例）により手引書を作成するにあたっての留意事項について

平成２３年８月１９日
宮崎県長寿介護課

１　すべての高齢者福祉施設等において、手引書（例）を参考に衛生管理に努めてください。特に衛生管理に注意を要する次の施設は、必ず手引書を整備していただきますようお願いいたします。

・　循環式浴槽を有する施設
・　気泡発生装置（ジャグジー、ジェット等）を有する施設
・　水道水ではなく、温泉水・地下水を利用している施設

※　特殊浴槽については、取扱説明書の内容を十分踏まえ管理するとともに、保守業者等と連携し、定期的な設備の交換等を適切に実施するとともに、必要に応じて自主管理手引書を作成すること。

２　手引書（例）は、専門的知識を必要とする設備面の管理についてではなく、日常の浴槽等の衛生管理に主眼をおいたものです。しかし、衛生管理責任者は、設備について十分把握しておく必要があり、そのためには、設備の設置業者・保守管理業者との連携がかかせません。つきましては、手引きの作成・見直しにあたっては、これら関連業者と十分打合せをしていただくようお願いします。

３　手引書（例）の各項目について

・「６　入浴施設の管理　*（各施設の設備に応じて下記の点に留意すること）*」
　上記２のとおり設備を十分確認の上、施設ごとに必要な管理項目を整理してください。
・「７　検査等実施項目　」
　循環式浴槽を有する施設のうち、毎日換水するものであるか、連日換水するものであるかで(1)又は(2)を選び参考にしてください。循環式浴槽を有していない施設は、(3)を参考に作成してください。